

会津若松市長  
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫  
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 健康福祉部（社会福祉課、高齢福祉課、こども課、国保年金課、健康増進課）
- 2 監査の期間 平成 24 年 8 月 8 日～平成 25 年 1 月 31 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 24 年 11 月 2 日（金）  
備品調査日 平成 24 年 11 月 2 日（金）及び 11 月 5 日（月）  
対面監査日 平成 24 年 11 月 27 日（火）
- 4 監査の範囲 平成 24 年度（4～7 月の事務執行分）
- 5 監査対象事項（主なもの）
  - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
  - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
  - (3) 契約関係 契約事務
  - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事務の概要、業務処理の方法等
  - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導事項及び指摘事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

## (1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善を図りたい。

### ○ 河東園芸ふれあいセンターの活用について【高齢福祉課】

- ・ 施設の有効活用
- ・ 市社会福祉協議会との活用事業委託契約の改善

市ふれあいセンター条例に位置づけられた河東園芸ふれあいセンター及び天神ふれあいセンターの現地調査を実施したところ、天神ふれあいセンターにおいては、指定管理者の創意工夫により、様々な催し等が企画され、年々利用者が増加している一方で、河東園芸ふれあいセンターは特定の団体のみの利用にとどまり、利用者数も少なく、条例に規定された開館時間とは異なる利用の状況にある。

(※平成23年度利用者数 天神ふれあいセンター5,720名 河東園芸ふれあいセンター424名)

河東園芸ふれあいセンターは、平成11年度に国庫補助事業で整備した、相当の規模と多目的機能を有する立派な施設であり、「高齢者が住み慣れた地域で、生きがいづくり及び世代間交流事業等を通して、その心身の健康の増進を図る」という介護予防拠点施設としての当初の目的を踏まえた活用が、現在でも当然に期待されているものとする。

こうした設置目的や条例の趣旨、さらには利用の現状に鑑み、有効活用、運営方法の工夫について積極的な取組を設置者として図りたい。

また、同センターの事業運営に関しては、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会へ活用事業を委託しているものの、事業委託における仕様書が具体性を欠き、不明確であり、改善すべきである。

### ○ 児童館運営事業のあり方について【こども課】

- ・ 児童館活動の実施計画等の策定
- ・ 「遊び」の指導力向上

児童館は、18歳未満の子どもを対象に、成長に応じた「遊び」を通じて健やかな育ちを支援する場であるが、放課後児童健全育成事業に係るこどもクラブの利用は多いものの、従来からの支援対象者である自由来館者が減少傾向にあり、平成23年度においては、4館合わせて1日あたりの利用者数が32人とどまっており、高校生の利用がまったくない児童館もある。

また、児童館の活動・運営方針も事務所に掲示されているものの、具体的な実施計画、マニュアル等は策定されていない。

さらに、職員の資質向上への取組については、一部の職員が外部研修を受講しているが、内部の研修プログラムが充実しているとはいえない中で、職員の自己啓発に委ねられている現状にあり、組織的な研修が不十分である。

児童館の果たす役割から見て、社会的、地域からのニーズに基づく運営方針のもとに展開される「活動」については、その目的、目標、効果及び内容等を実施計画(プログラム)として明文化し、毎年、その効果を検証し、活動のレベルアップ及び新たなプログラム、メニュー開発に資するなど、4館あわせての組織的、体系的な取組を行うべきである。

このような取組によって、市としては、「児童館でどんな遊びが展開され、子どもがどのように育っているのか」を内外に具体的に情報発信できるものであり、一方では、児童館の今日的意義を理解し、評価を受けるうえで大いに役立つものとする。

える。

特に、児童館の中核事業である自由来館者については、以上のほかに、「遊び」のメニューの充実や異年齢交流の担い手である中学生、高校生の参加が促進されるような実践、仕組みづくりに努められたい。

併せて、有資格者から新任職員まで、児童厚生員の専門的知識の職員間の共有化を図る方策を推進するとともに、専門職にふさわしい、計画性のある人材育成に努め、児童館の目的や役割等を十分に発揮できるような運営体制を講じられたい。

## (2) 指摘事項

下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないように、適正な事務処理を図られたい。

### ○ 健康管理システム機器保守委託について【健康増進課】

- ・ 長期継続契約の対象とならない業務であるにもかかわらず、5年の期間の契約を締結するなど契約事務処理に適切を欠いているもの

#### 「事実」

平成24年4月1日に株式会社Aと締結した健康管理システム保守委託契約（契約金額11,970,000円、契約期間5年）は、市長期継続契約に関する条例に規定する長期継続契約の対象となる業務には該当せず、本来は単年度の契約とすべきものであるが、長期継続の契約を締結しており、さらに、決裁区分にも誤りがあった。

#### 「是正・改善等の意見」

- ・ 当該契約の法令違反の是正
- ・ 市財務規則に基づく事務決裁の是正

本件のような契約に関する関係法令の基本的知識は、契約事務担当者だけでなく、全職員が身につけておかなければならないものであり、同時に事務手続きが関係法令に合致しているかを常に心がける規範意識の醸成に努めるべきと考える。

契約事務にあたっては、関係法令を順守した適切な事務処理が行われるよう、関係職員への周知を徹底するとともに、組織として決裁及び文書審査時のチェック体制に万全を期されたい。